

総務庁長官 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

### 諮問第267号の答申

#### 通商産業省企業活動基本調査の改正について

通商産業省は、通商産業省企業活動基本調査（指定統計第118号を作成するための調査）について、経済のサービス化、情報化等の最近の経済構造の変化を踏まえ、企業活動把握の充実に資するため、平成13年調査から、通商産業省所管のサービス業を中心とした業種に属する事業所を有する企業を新たに調査対象に含めて実施することを計画している。

また、報告者負担の軽減、多様な企業活動の実態のよりの確な把握等に資するため、調査事項及び調査票様式の見直しを行うこととしている。

本審議会は、本調査が、企業活動の多様化の実態を包括的に明らかにするものとして、統計体系上重要な位置を占めるものであることにかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」等を踏まえ、今回の改正計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

#### 記

#### 1 今回の改正計画

##### (1) 調査対象

調査対象については、経済のサービス化、情報化等最近の経済構造の変化を踏まえ、平成13年調査から、日本標準産業分類に掲げる大分類G－電気・ガス・熱供給・水道業（中分類37－熱供給業及び中分類38－水道業を除く。）、大分類J－金融・保険業のうち小分類663－クレジットカード業、割賦金融業及び大分類L－サービス業のうち通商産業省の所管業種を中心とした業種に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業を新たに調査対象に含めて調査する計画である。

これについては、企業活動の多様化の実態が一層明らかになるとともに、「統計行政の新中・長期構想」で提言された企業活動把握の充実に資するものであり、適当と認められる。

また、諮問第263号の答申（一）「特定サービス産業実態調査の改正について」において、本調査の調査対象と特定サービス産業実態調査（指定統計第113号を作成するための調査）における1企業1事業所である調査対象との重複調整が今後の課題とされていたが、今回の改正計画の作成段階で通商産業省において所要の調整がなされ、調査対象については1企業1事業所のうちの一部の調査対象に重複が限定されていること、また、

調査事項についても資本金等の基本的属性のみに重複が限定されていることから、今回の改正計画のとおり調査を実施することはやむを得ない。

## (2) 調査事項及び調査票様式

調査事項については、報告者負担の軽減に配慮しつつ、多様な企業活動の実態を的確に把握するため、毎年調査する事項と3年ごとに調査する事項に分けられている。

このうち、毎年調査する事項については、調査対象の拡充に合わせて、「事業組織別事業所数及び常時従業者数」の部門別内訳等に当該対象に関する内訳を新たに追加する一方、報告者負担の軽減に資するため、事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）で代替可能となった「常時従業者」、「うち、パートタイム従業者」及び「その他の従業者」欄の「男女別従業者数」等の削除を行うほか、「特許権等の所有、使用状況」等の簡素化を行う等所要の見直しがなされており、いずれも適当と認められる。

3年ごとに調査する事項については、企業活動における情報化の進展等を踏まえ、「情報化の状況」、「業務提携の状況」等を調査する一方、報告者負担の軽減に資するため、通商産業省設備投資調査（統計報告の徴集）で代替可能となった「環境問題への取組状況」を削除する計画であり、おおむね適当と認められる。

しかし、このうち、企業活動における「情報化の状況」については、今後も情報化の急速な進展が見込まれることから、その動向把握に資するため、毎年調査する事項にすることを検討するとともに、次回調査以降、情報化の進展に応じた調査内容の見直しを行うことを検討する必要がある。また、その際は、調査全体として報告者負担の抑制を図るための措置を講ずることを併せて検討する必要がある。

また、「業務提携の状況」のうち「共同販売、共同配送」については、企業間における業務提携の実態をより詳細に把握する観点から、「共同販売」と「共同配送」に分割して調査することが適当である。

調査票様式については、記入する上での利便性の向上に資するため、現行のA4判横からA4判縦への変更を行うとともに、各調査事項間の関連性が明確になるようにレイアウトの見直しを行う計画であり、いずれも適当と認められる。

## (3) 集計表

集計表については、調査対象の拡充及び調査事項の見直しに応じた表章様式の変更を行う計画であり、これにより企業活動の多様化の実態が一層明らかになることから、おおむね適当と認められる。

しかし、調査結果の利用の拡大及び結果利用上の利便性の向上に資する観点から、引き続き、パネルデータによる集計・分析及び企業や事業所を対象とする他調査を組み合わせた集計の充実を図るとともに、新たに、親会社・子会社関係に係る集計・分析の充実を検討する必要がある。また、今後予定される日本標準産業分類の改訂に応じた既存の集計表の組替え集計についても検討する必要がある。

さらに、税効果会計の導入等会計基準の変更に伴い、時系列比較の確保及び結果利用上の利便性の向上に資するため、その影響を受ける集計事項については、統計法（昭和22年法律第18号）第15条の2第2項の規定に基づき、会計基準等の変更に伴う法人企業統計記入内容変更状況調査（統計報告の徴集）から必要な事項を使用して、その影響の分析・評価を行うことを検討する必要がある。

## 2 今後の課題

### (1) 調査方法の情報化の進展への対応

本調査の方法については、引き続き、郵送・自計申告方式により調査を行う計画であるが、近年における情報化の進展にかんがみ、電子的手段による統計調査の実施の推進に資するため、今後、フレキシブル・ディスク、インターネット等を活用した電子的手段による調査の導入を検討する必要がある。

### (2) 財務内容に関する調査事項

本調査における企業の財務内容に関する調査事項については、法人企業統計調査（指定統計第110号を作成するための調査）の年次別調査における年次決算に関する調査事項を活用することが可能であり、報告者負担の軽減に資する観点から、統計法第15条第2項の規定に基づき、同調査から必要な事項を使用することを検討する必要がある。

### (3) 企業関係統計の体系的整備に向けた中・長期的課題

「統計行政の新中・長期構想」では、企業・事業所関係統計の整備に関して、経営の国際化、多角化等の進展に応じた企業等の活動を的確にとらえるため、①企業等の活動の把握に関する既存統計調査の調査項目や調査結果の表章の見直しを図り、また、調査の新設に当たっては、原則として、これらに係る調査項目を整備する、②その際、企業等の活動の横断的な実態把握が可能となるよう、各産業の実態を踏まえつつ、通商産業省企業活動基本調査の調査結果を参考とした体系的整備を検討する旨提言されている。

この提言を踏まえ、一部の省庁においては、各産業の実態を踏まえ、経営の国際化、多角化等の進展に応じた企業等の活動に関する既存統計調査の調査項目の見直しがなされており、企業関係統計の体系的整備を図る方向に踏み出したものとして評価できるが、企業関係統計を所管する省庁は、今後、企業関係統計の一層の整備を図るため、経営の国際化、多角化等の進展がみられる産業を中心として、業務統計の活用や企業関係統計間のデータの相互利用を行いつつ、提言された事項の具体化を推進する必要がある。